

05 法務省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1007010	介護職員初任者研修を受講する外国人に対する「留学」の在留資格の付与	外国人向けの介護士養成講座を行っている研修施設で研修を受ける外国人に対して、「留学」の在留資格の付与を求める。「留学」の在留資格の付与は入管法別表にある通り、大学、短大、高校などで教育を受ける外国人に限定されているため、介護士養成の研修施設で受ける外国人も「留学」の在留資格の付与の対象に加える規制緩和を提案する。	<p>【提案理由】日本の介護人材不足が深刻である中、厚労省では、2025年までに新たに100万人の介護労働者が必要と試算している。アジア諸国において日本の介護教育が高く評価されていることから介護職員初任者研修の受講を希望する学生は多い。しかしながら出入国管理及び難民認定法の規制によって介護研修施設へ留学生として入国することはできない。「留学」の在留資格を付与する外国人受け入れ機関に介護研修施設を加える特例措置を求めるものである。</p> <p>【具体的事業の実施内容、提案理由】アジア諸国の医療系大学(大学、短大、専門学校、高校を含む)などから日本の介護資格取得(介護職員初任者研修)を目的とした介護研修生を「インターアジアスクール」(仮称)で受け入れる。 ◎送り出し国において、あらかじめ、日本語検定3～4級レベルの資格取得を前提。◎来日する介護研修生は、大学関係機関などからの推薦とする。 ◎研修生はインターアジアスクールが責任を持って引き受ける。◎受け入れる生徒数は、都度20名とし年間3回開催する。 ◎1回あたりの研修期間は4か月以内とする。 ◎研修期間内に40日間介護施設での実技研修を受ける。 ◎実技研修期間中は研修生であることから、インターアジアスクールより受け入れ施設に研修費を支払う。</p>	⇒在留資格「留学」付与対象に介護研修施設で研修を受ける外国人を追加する件	(株)インターアジア	福岡県	法務省 厚生労働省
1011010	空き家の管理制度の新設	危険な空き家は処分し、活用できる空き家は移住者が有効に活用できるよう、市が整理(管理・処分)できるよう制度構築をする。 なお、個人の所有権の問題もあるが民法第162条の所有権の取得時効に倣い、適正に管理されておらず10年以上空き家になっているものは、市に所有権を移すことを可能とする。	<p>具体的事業の実施内容・提案理由： 英語教育に特化した取り組みを進めている人口減少区域を対象とし、そこにある適正に管理されていない10年以上の空き家を、市が自由に有効に活用することにより、移住定住者の増加を目指す。</p> <p>提案理由： 本市の昭和地区は平成7年の国勢調査で人口が4,538人であったが、15年後の平成22年の調査では3,625人となっており、-913人(-20.12%)と著しい人口減少区域である。今後さらなる人口減少が加速し、空き家の増加が心配されることである。 この区域に、本市独自の試みとして、平成26年度から文部科学省の認可を得て、幼稚園、小中学校が連携しながら特別な英語教育が受けられる取り組みをおこなっており、学区の弾力化により市内外・全国から児童生徒を受け入れ、これまでに学区外から14人の就学・就園しているところである。 また、この先進的な教育環境と豊かな自然の中で子育てしたいと願う家族が、移住定住することも進めており、補助制度を来年度からおこなうよう準備をしているところである。 そこで、増加している空き家の活用や整理も課題となっていることから、危険な空き家は処分し、活用できる空き家は移住者が有効に活用できるよう、市が整理(管理・処分)できるよう制度構築をする。 なお、個人の所有権の問題もあるが民法第162条の所有権の取得時効に倣い、適正に管理されておらず10年以上空き家になっているものは、市に所有権を移すことを可能とする。 この制度を設けることにより定住促進をすすめる、将来の人口減少と空き家増加の問題の抑制を目指す。</p>	総社市	岡山県	法務省 国土交通省	

05 法務省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1030040	規制緩和等によるクルーズツーリズムの推進	顔写真撮影の省略の拡大など、外国船の入国審査を簡素化すること。	<p>兵庫県は、瀬戸内海、日本海に面し、風光明媚な風景、文化等を有した県であり、クルーズツアーの実施に適した条件を有していることから、クルーズツーリズムを推進し、地域経済の活性化を図る。</p> <p>提案理由： ・本県の港を玄関口としてクルーズで訪れる外国人観光客にとって、船内での足止め時間が短縮され、観光地での満足度の向上及び消費額の増加が見込まれる。</p>		兵庫県	兵庫県	法務省
1038010	職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生受入要件の緩和	職業訓練法人設立の調理師養成施設においても、学校法人等で外国人留学生を受け入れる場合と同様に、在留資格「留学」での外国人留学生の受入を可能とする。	<p>第25次提案募集関係の再々検討要請に対する回答において、当該施設が「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」であるか否かが客観的に判断されていないため、対応は困難と回答されている。</p> <p>そこで、東京入国管理局に職業訓練法人設立の調理師養成施設が客観的に「設備及び編制に関して準ずる機関」と認められる要件を問い合わせたところ、そのような判断基準は持ち合わせていないとの回答があった。</p> <p>構造改革特区として対応不可の理由として「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として客観的に認められるかどうか不明とされるのであれば、例えば、日本語学校における告示の制度のように、客観的に認められる要件を第三者が容易に判断できる基準を公示すべきと考える。</p> <p>ついで、職業訓練法人設立の調理師養成施設が客観的に「設備及び編制に関して準ずる機関」と認められる要件の明示を求める。</p>		職業訓練法人 東京都調理職業訓練協会	東京都	法務省 厚生労働省

05 法務省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1040010	外国人留学生在就職する際の在留資格変更認定の要件緩和	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生在が中小企業に就職する際の在留資格変更認定の要件を緩和する。	<p>大分県内の4年制大学を卒業した留学生を対象に、次のとおり措置する。 ○在留資格は大学の専攻等で認定することとし、提出書類を簡素化する。 具体的には、県や民間企業で構成する団体に加入している中小企業が外国人留学生を雇用する場合を対象として、大学で特定の科目を履修したことを要件として在留資格を付与する。</p> <p>提案理由： ・雇用を予定している外国人留学生在の在留資格変更申請が許可されるかが不確実なため、採用人数が限られている中小企業の外国人留学生雇用が阻害されている。 ・中小企業が外国人留学生を雇用しようとする場合、大企業に比して入国管理局への申請が煩雑かつ審査が厳格なため、雇用が阻害されている。</p>		大分県	大分県	法務省
1040020	外国人留学生在就職する際の資格外活動の許可を撤廃	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生在が中小企業に就職し研修で行う資格外活動については許可を不要とする。	<p>大分県内の4年制大学を卒業した留学生を対象に、次のとおり措置する。 ○県や民間企業で構成する団体に加入している中小企業が外国人留学生を雇用する場合を対象とし、就職後、研修での他業務従事は資格外許可を不要とする。</p> <p>提案理由： ○研修での他業務従事は資格外許可活動を不要に ・外国人留学生在を中小企業が幹部として育てていくためには、様々な職種を経験させることが必要のため、認定された在留資格での活動に限定した人事が難しく、中小企業による外国人留学生雇用が阻害されている。</p>		大分県	大分県	法務省

05 法務省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1040030	外国人留学生の卒業後の在留期間を延長	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生が就職活動を行うための在留期間を延長(最大2年)する。	<p>大分県内の4年制大学を卒業した留学生を対象に、次のとおり措置する。 ○卒業後の就職活動のための在留期間を延長(最大2年)する。</p> <p>提案理由: ○卒業後の就職活動のための在留期間を延長(最大2年) ・大学卒業後は6ヶ月の在留期間しか与えられず、更新も1回しか認められないため、外国人留学生が県内企業への就職活動を断念し、中小企業による外国人留学生雇用が阻害されている。</p>		大分県	大分県	法務省
1040040	外国人留学生が創業する際の在留資格変更認定の要件緩和	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生が県内で創業する際の在留資格変更認定の要件を緩和する。	<p>大分県内の4年制大学を卒業し、起業活動を行う留学生を対象に次のとおり措置する。 ○起業に必要な資金500万円を100万円に低減する。 在留資格「投資・経営」を取得する際、「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件となっており、「相当額の投資」、または「二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事」が必要とされているが、「相当額の投資」について500万円以上とされているものを100万円以上に低減する。</p> <p>また、大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生の卒業後の継続在留(在留資格「特定活動」)について、起業に必要な資金として、500万円以上の資金を調達していることを要件とされているが、これについても100万円以上に低減する。</p> <p>提案理由: ・500万円の資金を集めることが在留資格(投資・経営)認定の要件となっており、外国人留学生創業の大きな壁となっている。</p>		大分県	大分県	法務省

05 法務省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1040050	外国人留学生在が起業活動をする際の在留期間の延長	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生在が県内で起業活動するための在留期間の延長(最大1年)。	<p>大分県内の4年制大学を卒業し、起業活動を行う留学生を対象に次のとおり措置する</p> <p>○留学生による起業準備のための在留期間を延長(最大1年)する。</p> <p>提案理由: ・卒業後、起業準備のための在留期間が6ヶ月しか認められていないため、期間を延長し創業に向けた十分な時間を確保できるようにする。</p>		大分県	大分県	法務省
1027010	鉄道駅の上部空間の活用時における鉄道事業者以外の第三者の参画促進	自己所有地に対して、鉄道事業で使用する部分を明示化する区分地上権設定を可能にすることで、鉄道駅のある土地への鉄道事業者以外の第三者の権利設定を緩和する。	<p>○想定する事業 鉄道事業者の所有する鉄道駅のある土地の開発事業への鉄道事業者以外の第三者の参画が促進されることにより、空港アクセス等の利便性向上を実現する駅改良やポテンシャルを活かした都市機能の集積・高度化が進むなど、ターミナル機能強化が図られる。</p> <p>提案理由 鉄道財団組成土地を含む共同開発事業については鉄道抵当法(制度)により、鉄道事業者の所有する土地の開発事業における鉄道事業者以外の第三者の権利設定が禁止されているため、鉄道事業者以外の第三者にとって建物不動産権利が不完全な状況となり、事業参画のハードルとなっている。 また、抵当権者の同意を得て、鉄道財団より鉄道事業をおこなう機能を損なうことのない資産を一旦分離し、鉄道事業に必要な範囲の区分地上権等を設定し財団に組込む運用改善スキームにおいても、財団分離に伴う譲渡益課税等が発生する問題により、鉄道事業者以外の第三者との共同開発の事業推進に向けた合意形成が阻害されている。</p>	リニア・スーパーターミナル特区	名古屋市、名古屋鉄道(株)、三井不動産(株)	愛知県	法務省 国土交通省